

## 第4節 軍備管理・軍縮や不拡散への取組

大量破壊兵器やその運搬手段となりうるミサイルなどの拡散、武器および軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、国際社会の平和と安定に対する差し迫った課題である。また、特定の通常兵器の規制についても、人道上の観点と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、各国で取り組んでいる。

これらの課題に対しては、**軍備管理・軍縮・不拡散**にかかわる国際的な体制が整備されており、わが国も積極的な役割を果たしている。

国家安全保障戦略は、自由で開かれた国際秩序を強化するための取組のうち、重要な方策の一つとして、大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散について述べている。また、国家防衛戦略では、国際機関や国際輸出管理レジームの実効性の向上に協力していくこととしてい

る。

**参照** 図表Ⅲ-3-4 (通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制)

### KEY WORD 軍備管理・軍縮・不拡散

「軍備管理」  
軍備または兵器の規制、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制など。  
「軍縮」(軍備縮小)  
国際的な合意のもと、特定の軍備の縮小または兵器の削減を行い、さらにはそれを廃絶すること。  
「不拡散」  
わが国や国際社会にとって脅威となりうる兵器(核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器やそれらを運ぶミサイルならびに通常兵器)やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐこと。

図表Ⅲ-3-4 通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

区分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約(NPT) 包括的核実験禁止条約(CTBT)	化学兵器禁止条約(CWC)	生物兵器禁止条約(BWC)	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) クラスター弾に関する条約 対地雷禁止条約(オタワ条約) 国連軍備登録制度 国連軍事支出報告制度 武器貿易条約(ATT)
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ(NSG)	オーストラリア・グループ(AG)		ミサイル技術管理レジーム(MTCR)	ワッセナー・アレンジメント(WA)
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議第1540号				

### 1 軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

わが国は、核兵器、化学兵器および生物兵器といった大量破壊兵器や、その運搬手段となりうるミサイル、関連技術・物資などに関する軍備管理・軍縮・不拡散のための国際的な取組に積極的に参画している。

化学兵器禁止条約(CWC)については、条約交渉の段階から化学防護の知見を提供し、条約成立後も検証措置などを行うために設立された化学兵器禁止機関(OPCW)に化学防護の専門家である陸上自衛官をこれ

まで8名派遣している。また、陸自化学学校(さいたま市)では、防護研究のため、条約の規制対象である化学物質を少量合成していることから、条約の規定に従い、年次報告の提出やOPCW設立当初から計13回の査察を受入れており、問題ないことが確認されている。

わが国は、CWCに基づいて、中国における遺棄化学兵器を廃棄処理する事業にも政府全体として取り組んでいる<sup>1</sup>。防衛省・自衛隊は、同事業を担当する内閣府に陸

1 旧日本軍による遺棄化学兵器は、中国北部の黒龍江省から南部の広東省までの広範囲で確認されており、わが国は、各地において発掘・回収・処理事業を進めている。



OPCWに派遣された隊員（査察時）

上自衛官を含む職員を  
出向させており、  
2000年以降、計20回  
(2023年9月現在)の  
発掘・回収事業に、化  
学・弾薬を専門とする  
陸上自衛官を派遣して  
いる。

そのほか、国際輸出  
管理レジームである  
ワッセナー・アレンジ  
メントやオーストラリ  
ア・グループ、ミサイ

ル技術管理レジーム (MTCR) などの主要な会合に防衛  
省職員を派遣し、安全保障上の観点から、重要な技術の  
不拡散に資するための提案などを行っている。また、包  
括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会が実施  
する訓練に自衛官を派遣するなど、規制や取決めの実効  
性を高めるため協力してきた。

通常兵器の規制に関して、わが国は、人道上の観点と  
安全保障上の必要性を踏まえつつ、特定通常兵器使用禁  
止・制限条約 (CCW) などの各種条約に加え、CCWの  
枠組み外で採択されたクラスター弾に関する条約 (オス  
ロ条約<sup>2</sup>) も締結している。わが国は、同条約の発効を受  
け、2015年2月に自衛隊が保有する全てのクラスター  
弾の廃棄を完了した。

## 2 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組

北朝鮮やイランなどが大量破壊兵器・ミサイル開発を  
行っているとして強く懸念した米国は、2003年5月、拡  
散に対する安全保障構想<sup>5</sup> (PSI) を発表し、各国にこの構  
想への参加を求めた。これに基づき、大量破壊兵器など  
の拡散阻止能力の向上のためのPSI訓練などをはじめ、  
政策上、法制上の課題の検討のための会合を開催するな  
どの取組が行われている。

また、CCWの枠組みにおいて、自律型致死兵器シス  
テム (LAWS) に関する政府専門家会合などにも随時職  
員を派遣している。LAWSにかかる議論については、そ  
の特徴、人間の関与のあり方、国際法の観点などから議  
論されており、わが国としては、引き続き、安全保障上  
の観点も考慮しつつ、積極的に議論に関与していくこと  
としている。

加えて、近年、AIが軍事領域に与える影響について国  
際的な議論が活発化しており、2023年2月にオランダ  
で開催された「軍事領域における責任あるAI利用  
(REAIM)」2023サミットに岡防衛審議官 (当時) が参  
加した。

対人地雷の禁止に関しては、例外保有などに関する年  
次報告を対人地雷禁止条約 (オタワ条約<sup>3</sup>) 事務局に対し  
て行うなど、国際社会の対人地雷問題への取組に積極的  
に協力してきた。

また、生物兵器禁止条約 (BWC) に関連し、毎年、信  
頼醸成措置報告書を提出しており、防衛医科大学校や防  
衛装備庁の施設についてもその中で報告している。

このほか、軍備や軍事支出の透明性の向上などを目的  
とした国連軍備登録制度や国連軍事支出報告制度、武器  
貿易条約 (ATT<sup>4</sup>) に基づく年次報告を行うとともに、制  
度の見直し・改善のための政府専門家会合などに随時職  
員を派遣している。

**参考** 資料59 (国際機関などへの防衛省職員の派遣実績)

防衛省・自衛隊は、関係機関・関係国と連携し、各種  
会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとともに、継  
続的に訓練に参加している。

2023年5月、韓国で実施されたPSI訓練<sup>6</sup>「Eastern  
Endeavor 23」に海自護衛艦「はまぎり」が参加した。  
本訓練には、米豪韓の海軍、沿岸警備隊、海洋警察の艦  
船、航空機も参加し、PSIにかかる技量向上および参加

2 クラスター弾の主要な生産国および保有国である米国、中国、ロシアなどは未締結。

3 対人地雷の使用や生産、移譲などを禁止する条約。米国、中国、ロシア、韓国、インドなどは未締結。

4 平和や安全を損なう、あるいは、国際人道法などの重大な違反に使用される可能性のある通常兵器の国際移転を規制する条約。米国やロシアなどは未締結。

5 国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル、それらの関連物資の拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同して取り得る措置を検討し、また同時に、各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想。

6 インド太平洋地域におけるPSI訓練は、2014年からわが国、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポールおよび米国の6か国が毎年持ち回りで主催。

各国との連携強化を図った。

防衛省・自衛隊としては、わが国周辺における拡散事例などを踏まえ、大量破壊兵器などの拡散防止や自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各種訓練や会合の主催、他国の実施する同種活動への参加など、PSIを含む不拡散体制の強化に向けて取り組んでいる。

**参照** 資料61 (PSI訓練への防衛省・自衛隊の参加実績 (2013年度以降))



PSI海上阻止訓練に参加する隊員 (2023年5月)



資料：軍備管理・軍縮・不拡散への取組

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/dialogue/fukakusan/index.html>